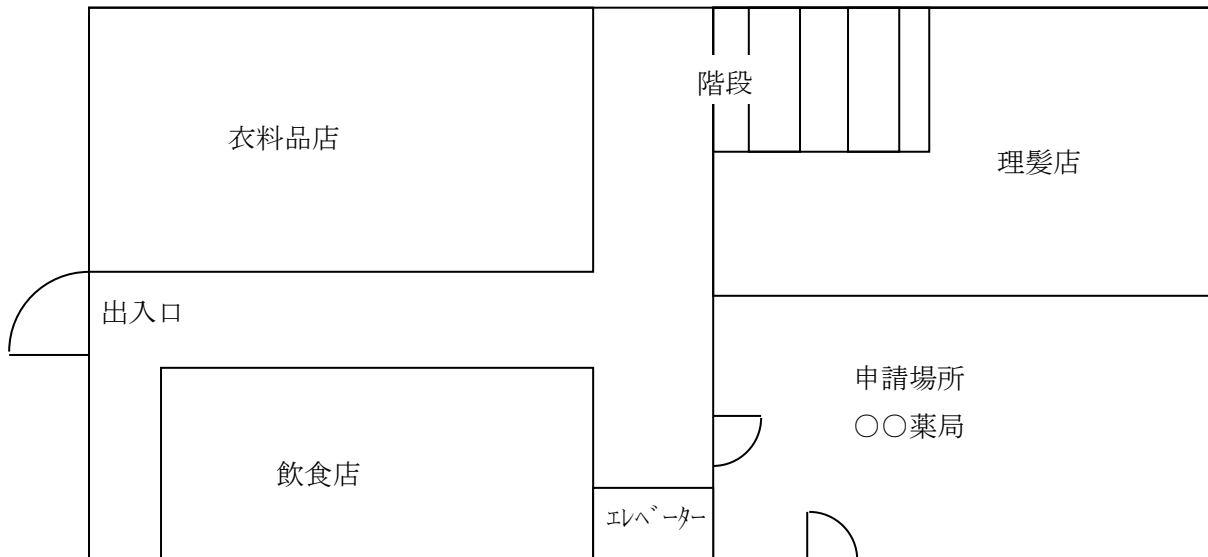


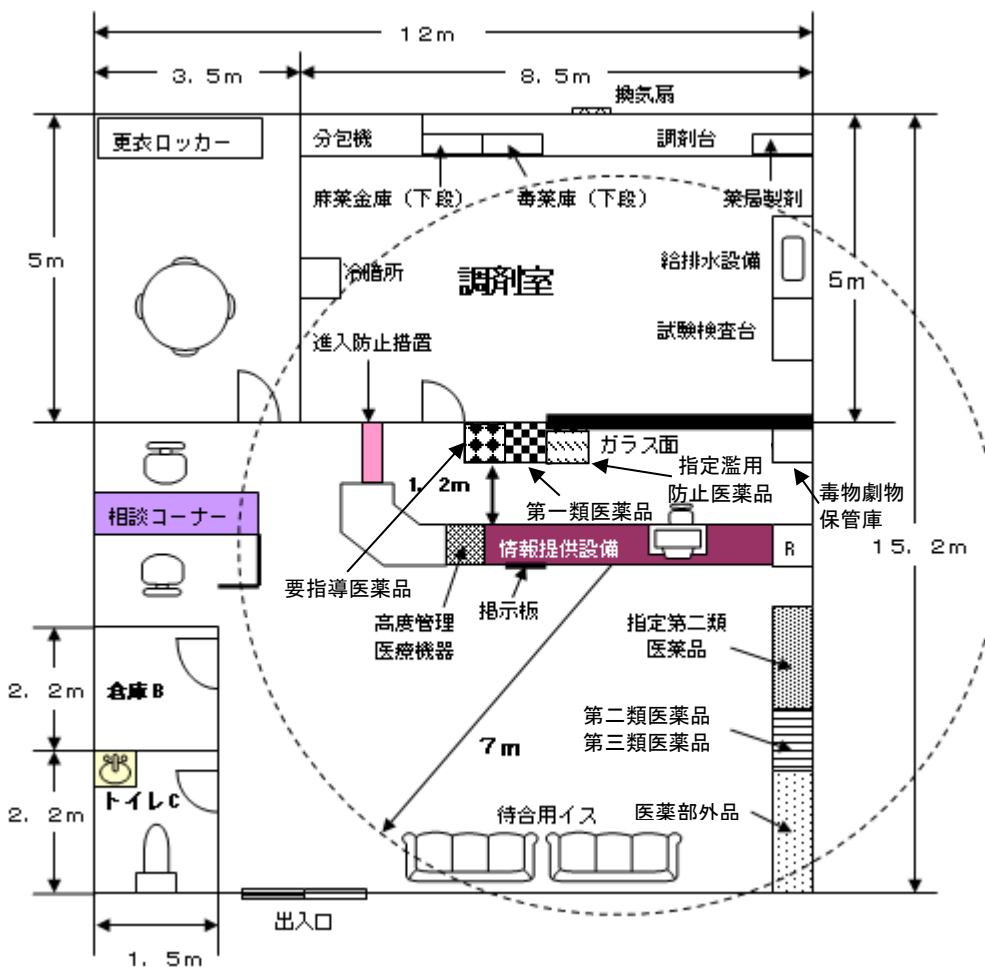
フロア全体の平面図（ビル等で同一フロアに複数店舗がある場合）

（記載例）

○階配置図



薬局の平面図（記載例）



【面積算出式】

$$\text{薬局} : 12 \times 15.2 - (3.5 \times 5.0 \text{ (A)}) + 2.2 \times 1.5 \text{ (B)} + 2.2 \times 1.5 \text{ (C)} = 158.3 \text{ m}^2$$

$$\text{調剤室} : 8.5 \times 5 = 42.5 \text{ m}^2$$

※注）薬局製造販売医薬品の製造販売を行う場合や、麻薬、高度管理医療機器、毒物劇物の販売等を行う場合には、薬局開設許可とは別に許可又は登録が必要です。

平面図等（記載時の留意点）

- 定規等を用いて正確に作成してください。
- 薬局、調剤室の面積が算出できるよう内法で寸法を記入してください。
- 平面図の余白欄に薬局、調剤室の面積の算出式を記入してください。
- 薬局であることが外観上明らかになるよう見やすい位置に容易に視認できる大きさの固定看板等を設置してください（現地調査までに設置が間に合わない場合はデザイン図等を添付してください）。
- 薬局面積は19.8 m²以上、調剤室面積は6.6 m²以上を確保してください。なお、天井までの高さが180cm未満のところ（階段下など）や柱部分は有効面積から省いてください。また、面積算出式を明示してください。
- 更衣室、事務室、トイレ、倉庫等の付属設備を有している場合は、これらの場所がわかる配置図面を別途添付してください。なお、これらの面積は薬局の面積として算出しないでください。
- 薬局の出入口、許可区画外の場所との区画がよくわかるように記入してください。
- 薬局への入口は、他の売場等を通らずに行ける構造としなければなりません。また、薬局以外の場所（住居・事務所等を除く。）へ行くために薬局内を通らなければ行くことのできない構造は許可できません。
- 調剤室には換気扇等を設け、その位置を図面に記載してください。また、医薬品販売場所及び待合所は換気が十分で清潔な場所としてください。
- 調剤室の壁面・扉等の一部は患者等の状況が把握できるように透明なガラス等とし、その位置を図面に明示してください。
- 冷暗所又は毒薬保管庫（容易に移動できないよう固定された鍵のかかる専用の設備）の設置場所を記入してください。
- 薬局医薬品については、調剤室内等に貯蔵・陳列場所を設け、その場所を図面に明示してください。
- 相談カウンター等、情報提供を行うための設備（以下「情報提供設備」という。）を備え、図面に明示してください。また、要指導医薬品及び一般用医薬品の情報提供設備と区別する場合にはその旨も明示してください。（情報提供設備とは、患者・購入者等に対し、調剤された薬剤、薬局医薬品又は要指導医薬品若しくは第一類医薬品の適正な使用のための情報を薬剤師が提供するための設備並びに一般用医薬品について適正な使用のために必要な情報を薬剤師又は登録販売者が提供するための設備をいう。）なお、情報提供設備は、容易に移動できない設備としてください。
- 一般用医薬品の情報提供設備から7mの範囲を破線等で図面上明示してください。
- 一般用医薬品は、薬剤師及び登録販売者が購入者等に必要な情報を提供できるように陳列してください。
- 薬局製造販売薬品、要指導医薬品、第一類医薬品、指定濫用防止医薬品、指定第二类医薬品、第二类医薬品・第三類医薬品、医薬部外品、化粧品、高度管理医療機器、管理医療機器、雑品等の陳列場所及び情報提供設備を色分け・斜線等により区別して記載してください。
- 薬局製造販売薬品、要指導医薬品及び第一類医薬品を陳列する場合は、進入防止措置の採られた情報提供設備の後ろの棚等、購入者の手が届かない場所に陳列するか、鍵のかかる場所に保管し、その場所を図面に明記してください。
- 使用に際し注意が必要な指定第二类医薬品および指定濫用防止医薬品を陳列する場合は、要指導医薬品又は第一類医薬品と同様に進入防止措置の採られた情報提供設備の後ろ等に陳列するか、鍵のかかる場所、あるいは情報提供設備から7mの範囲内の棚（指定濫用防止医薬品については、情報提供設備に資格者の継続配置が必須）等に陳列し、その場所を図面に記入してください。
薬局製造販売薬品、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売しない時間帯がある場合は、シャッター、パーティション、チェーン等の構造設備により物理的に遮断された閉鎖することができる設備を設置し、図面に記入してください。
- 毒物劇物販売業を併せて行う場合は、薬局の情報提供設備の内側等に、固定され施錠された堅固な毒物劇物保管庫を設置し、その位置を記入してください。
- 麻薬を取扱う場合は、調剤室内に固定され施錠された堅固な専用の保管庫を設置し、その位置を記入してください。
- 常時居住する場所、不潔な場所から扉、引戸、壁又はガラスにより明確に区別してください。
- デパート、スーパーなど主として物品の販売を行う店舗の一部を店舗とする場合は、床面の色を変えたり、テープ等による区分をしてください。また、薬局内に専用のレジを設けてください。
併せて、案内掲示板等において薬局の名称を掲示することにより、薬局があることが分かるようにするとともに、当該区画の出入口付近の見やすい位置に、区画の大きさに見合った、吊看板、のぼりを配置する等により薬局であることが外観上明らかになるようにしてください。